

練馬区における就学相談手続きの見直し（案）について

（練馬区就学指導委員会小委員会＜H29.11.13＞に提示）

就学指導委員会小委員会の構成員：特別支援学級（知的・情緒）設置校長、特別支援学級（知的・情緒）設置校教員、都立特別支援学校教員、学校教育支援センター相談員、こども発達支援センター管理者、指導主事

＜現状と課題＞

- 1 すべての就学相談申込者について、発達検査を含めた第一回相談会につながっている。このことから、特別支援学校・特別支援学級等への就学の意思がある方と、相談だけを行う方が混在し、全体的な就学相談の遅れにつながっている。
- 2 第一回相談会では、原則として学務課の就学心理相談員が発達検査を実施することとなっている。医療機関や療育機関等において、当該検査を実施する予定であっても、学務課での検査を優先することとしていることから、第一回相談会に時間を要する（一件あたり、1時間30分程度）原因となっている。
- 3 小学校の就学相談件数の増加により、第二回相談会を経た就学先の決定が年々遅くなり、保護者と就学先の小学校に影響を及ぼしている。

○小学校就学相談件数 (件)

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
159	171	186	207	227

- 4 IQが比較的高いにもかかわらず、情緒的な課題が大きく常に小集団での指導が必要な子どもについて、知的障害学級への入級を認めているケースがある。入級後、学習環境に馴染めず不適応を起こしていることがある。また、当該児童を利用対象者として認めることについての是非が生じている。

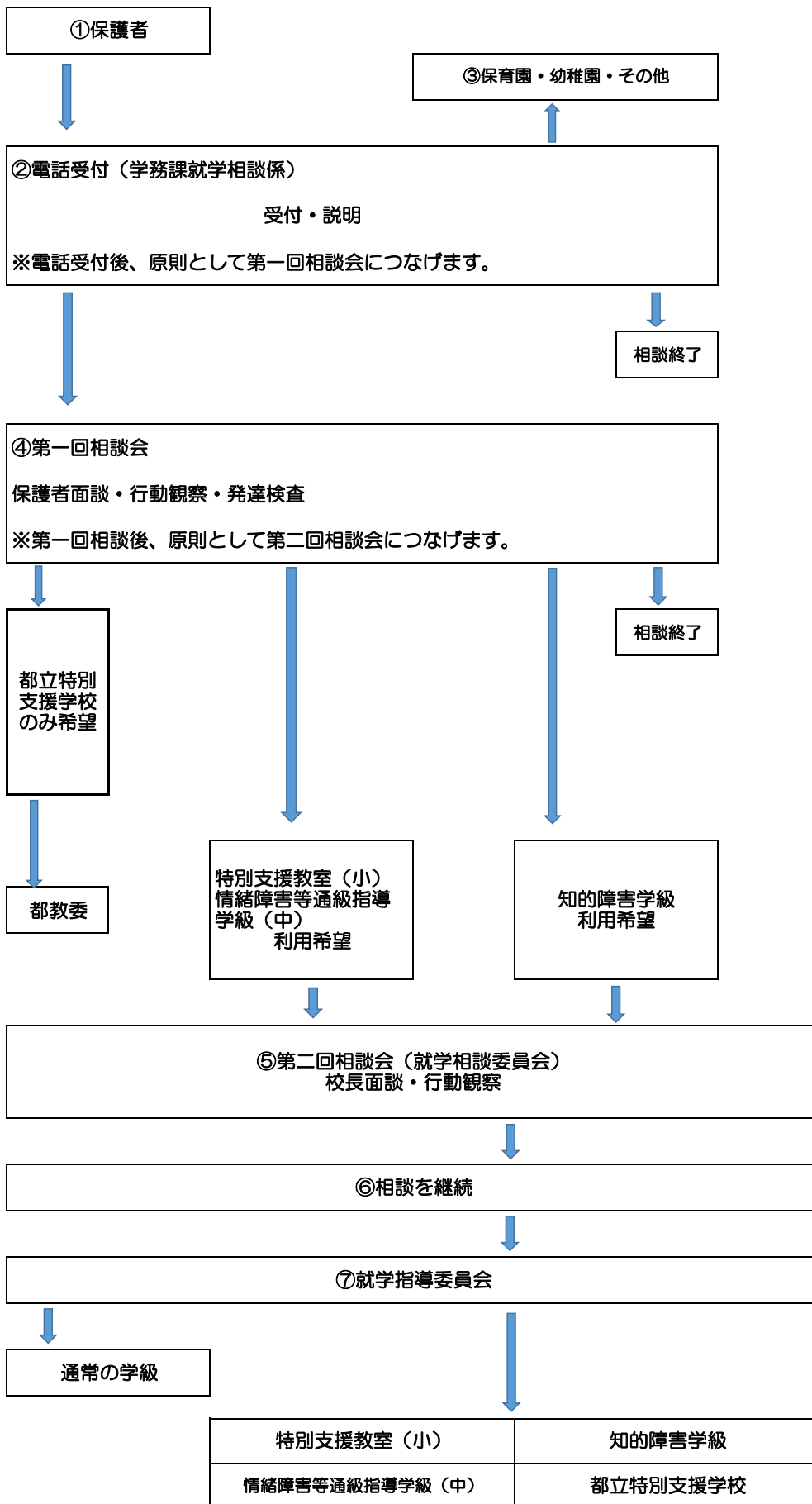
<対策>

別紙、就学相談の進め方（案）のとおり。

<対策案に対する就学指導委員会小委員会での主な意見>

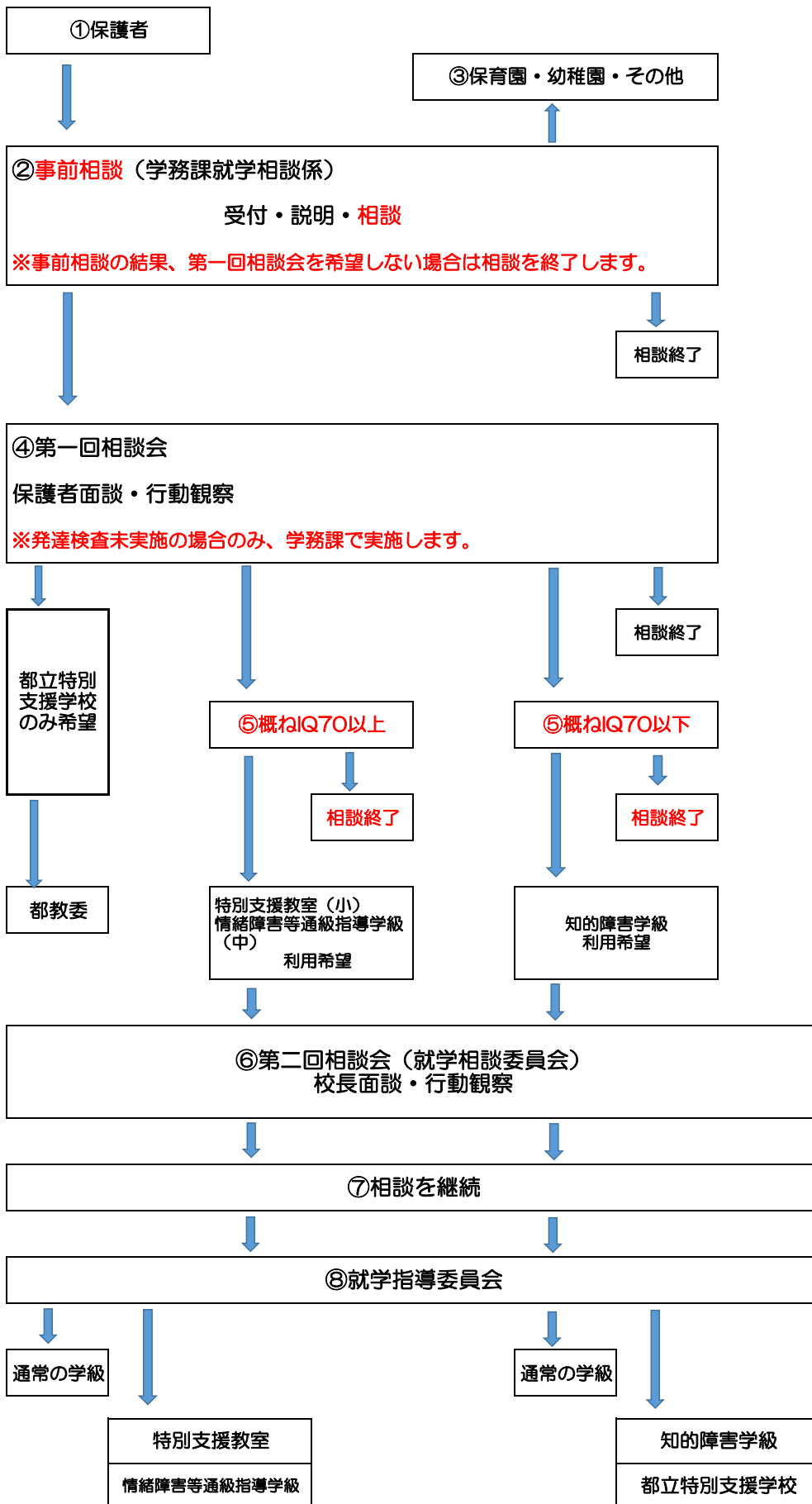
- 1 就学相談申込者の振り分けの際は、ていねいな説明が必要である。通常の学級と特別支援学級の相違点を理解していない保護者もいる。振り分けがどこまで有効に生かせるだろうか。
- 2 他の事業で事前相談が有効に活用できているケースがある。大切なことは運用の仕方ではないか。
- 3 IQ70 の数字で振り分けを行うのはいかがか。数値を超えていても、明らかに知的障害学級が適切と思われる子どもがいる。
- 4 IQ70 であっても、通常学級での指導についていけない子どもが存在する。IQ 70 周辺の子どものには特に丁寧な対応が必要である。
- 5 小学校の知的障害学級に途中入級した子どもは、IQ が比較的高めに出てしまうケースが多い。このことから、中学校の就学相談時にこの基準を使うのは困難ではなからうか。
- 6 中学校では、卒業後の進路を考慮すると、愛の手帳の所持がないと知的障害学級の入級は厳しい面がある。手帳の所持を知的障害学級入級の要件にしてみてもいかがか。
- 7 第二回相談会では、通常の学級「適」の判断もされることから、通常級の担任にもメンバーとして入ってもらおうことがよい。
- 8 練馬区の現在の就学相談について大きな課題があるとは感じていない。相談件数が増加していることはやむを得ない。障害の早期発見の効果が件数の増につながっている。

就学相談の進め方（現在の状況）



①相談の申し込みは保護者から受け付けています。
 ②受付窓口です。第一回相談会の日程を調整します。
 ③通園先の幼稚園・保育園などから資料を集めます。
 ④保護者との再度の面談と心理職による行動観察を行います。発達検査も合わせて実施します。
 ⑤校長、教員、教育委員会の職員等で組織した機関です。特別支援学級設置校長による校長面談や行動観察などをもとに、お子様の最も適切な就学先について検討します。検討結果は、郵送で保護者に通知します。
 ⑥検討結果と保護者の意向が異なるときは、相談を継続して行います。
 ⑦保護者と相談を重ねながら、就学先を教育委員会として決定します。

就学相談の進め方（案）



①相談の申し込みは保護者から受け付けています。
 ②事務職員が就学相談の仕組みや手続きについて丁寧な説明を行います。事前相談の結果、保護者が第一回相談会を希望しない場合は相談を終了します。
 ③通園先の幼稚園・保育園などから資料を集めます。
 ④保護者との再度の面談と心理職による行動観察を行います。発達検査未実施の場合は、発達検査も合わせて実施します。
 ⑤知的障害学級の入級は概ねIQ70以下、特別支援教室（情緒障害等通級指導学級）の入室は概ねIQ70以上を基準とします。これ以外の場合で保護者が利用を希望する場合は、教育委員会が保護者と相談をしながら手続きを進めていきます。
 ⑥校長、教員、教育委員会の職員等で組織した機関です。特別支援学級設置校長による校長面談や行動観察などをもとに、お子様の最も適切な就学先について検討します。検討結果は、郵送で保護者に通知します。
 ⑦検討結果と保護者の意向が異なるときは、相談を継続して行います。
 ⑧保護者と相談を重ねながら、就学先を教育委員会として決定します。